

令和2年度第3回協働支援会議

令和2年11月9日（月）午後2時

新宿区役所本庁舎5階大会議室

出席者 関口委員、平野委員、松井委員、竹井委員、則竹委員、伊藤委員、大野委員、  
山田委員

事務局：地域コミュニティ課長、大庭主査、丹野主任、植木主任

地域コミュニティ課長 会議に先立ちまして、5月から10月末まで特別定額給付金対策室に、派遣されておりました植木が、11月より復帰ということで、本日の会議から参加させていただきます。

自己紹介をお願いします。

事務局 4月から地域コミュニティ課に配属になりました植木と申します。よろしくお願ひします。5月から10月末まで特別定額給付金対策室で仕事をしておりまして、今月から戻ってきました。今回は初の協働支援会議参加です。わからないことが多いと思いますが、勉強していきますのでよろしくお願ひします。

事務局 それでは、関口座長代行、よろしくお願ひいたします。

関口座長代行 皆さん、どうもこんにちは。本日もご参加ありがとうございます。藤井座長が急遽急用でご欠席ということなので代行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

本日は、1回書面会議を挟んでの会議というところで、まずはこの会議、定足数を満たしておりますので成立を確認させていただきました。

続いて、本日の資料の確認を事務局のほうからよろしくお願ひいたします。

事務局 では、資料の確認をさせていただきます。協働支援会議の次第をごらんください。本日配付しております資料ですが、まず参考というものでホチキス留めになっているものが1部。こちらは協働事業企画書と書いてあるものです。

続きまして、資料1-1、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた事業計画書(変更案)。

続きまして、資料1-2、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた収支予算概要です。

続きまして、資料1-3、こちらA3の大きい資料になっております。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた収支予算詳細というものでございます。

続きまして、資料2-1、こちらホチキス留めになっております。新型コロナウイルス感染症を前提とした一般事業助成の対策案というものです。

続きまして、資料2-2、令和3年度一般事業助成スケジュール（案）。こちらは先日皆様にお送りしております資料と全く同じものになります。

続きまして、資料2-3、一般事業計画書（案）というものです。こちらもホチキス留めになっておりまして、こちら第2回の資料と同じものがございます。

最後に、資料2-4、プレゼンテーションの実施方法について（案）というものです。こちら同様に第2回の資料と同じものとなっております。

皆様、お手元にご覧いただけますか。ありがとうございます。

関口座長代行 ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども議題に入っていきたいと思います。本日の議題は大きく分けて二つありまして、令和3年度の実施に向けた協働事業助成の変更内容ということで、採択済みの手話ダンスの事業についての変更確認と、二つ目が既に皆さんからご意見をいただいております一般事業助成の新型コロナウイルス対策ということになっております。どちらも比較的事務局からの説明が長くなりますけれども、聞いていただいてまた質疑、意見交換の時間をとりますので、そこでぜひご意見をいただければと思っております。

毎度のお願いではありますが、議事録作成のために発言の際にはお名前をお願いします。初めての方はいらっしゃらないと思うのですが、目の前にマイクが用意されています。発言される際はその下のほうにある長方形のボタンを押していただいて、緑になってマイクが入ってからご発言をお願いいたします。

それでは、最初の議題としまして令和3年度の実施に向けた協働事業助成の変更内容について、まずは事務局からご説明をよろしくをお願いいたします。

事務局 では、説明させていただきます。令和元年度に採択いたしました「NPO法人舞はんど舞らいふ」と新宿区の子ども家庭支援課の協働による「聴者もろう者もみんなで楽しく！手話ダンスでコミュニケーション事業」は今年度からの実施を予定しておりましたが、9月の協働支援会議でもお話しさせていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により事業のイベントで利用予定であった区の施設が、4月以降利用中止となり、事業の準備もできない状況が続きました。7月15日以降施設が順次再開されたところで事業担当課と団体に今年度の事業実施について意向調査を行いました。

その結果、イベントの会場となる区民ホールに定員や利用の制限があること、年度内で

再延期した場合の実施期間の短縮を考えますと、十分な事業効果が得られないことから、今年度の実施は困難との回答があり、事業の開始年度を令和3年度に延期することといたしました。

来年度に実施することに向けまして、採択時に団体が計画していた事業を、新型コロナウイルス感染症対策を前提とした「新たな日常」で実施できるよう対策を行う必要がございます。この変更の検討につきまして、団体と事業担当課で協議をしましてまいりましたので、具体的な内容を事務局よりご説明させていただきます。

初めに、昨年度採択された際の当初の計画について、概要をお話しさせていただきます。申請時に団体が提出しました事業企画書を参考として本日お配りしておりますので、こちらをご覧ください。

この事業については、手話とダンスを融合した手話ダンスを通じて、手話によるコミュニケーションができるようになることで、障害者への理解を深め、健聴者とろう者の相互理解による心のバリアフリーを実現することを目的に、年間を通じ三つの事業を実施するものでございます。

こちらは企画書で行きますと、ページをめくっていただいて、④活動内容のところをご覧ください。一つ目が手話ダンスの啓発事業になります。手話ダンスがどのようなものか、見て、学ぶ機会として区民ホールで実施いたします。観覧した子どもたちが興味を持ち、後日実施するレッスンに参加してもらえるようPRを兼ねております。

二つ目は、レッスン事業になります。児童館2館と団体が活動しているスタジオで手話ダンスのレッスンを各会場、月1回実施します。子ども家庭支援課との協議の中で実施1年目は、高田馬場第一と第二の児童館を予定しておりました。

三つ目はレッスンに通った子どもたちのための発表会事業となっております。子どもたちに目標を持ってレッスンに取り組んでもらいたいということで設定をしております。こちらの会場は地域センターを予定しております。

以上、簡単ではございますが、当初の企画の概要となります。

続きまして、変更案をご説明いたします。資料1-1、A3の大きい紙です。そちらをご覧ください。こちら大きく四つの枠に分けております。左端から当初の事業計画、その次が見直し後の事業計画、主な変更内容の説明、新型コロナウイルス感染症対策を記載しております。

変更のところがございます赤字ですが、こちらは当初の事業計画から変更となった箇所

です。

それでは、各事業についてご説明いたします。

まず、①手話ダンス啓発事業ですが、主な変更点は4点ございます。1点目は会場の変更で角筈区民ホールを当初計画しておりましたが、牛込筈区民ホールに変更いたします。観覧予定者数はほぼ変えずに密集を防ぐための変更となります。

2点目は、当日の会場スタッフを増員いたします。これは会場での検温モニター確認や受付、消毒清掃、手話通訳者についてホールが大きくなったために増員を検討しているためです。

3点目は、観覧料を見直します。当初は中高生1,000円、大人1,500円の2段階で設定をしておりましたが、区民ホールの利用料が子ども家庭支援課と共催という形で、利用料がかからないように調整がついたこと、当日の金銭の授受を極力簡潔かつ減らすために高校生までが無料で、大人は1,000円に設定し直しました。

4点目はスケジュールの見直しです。児童館の発表が2月にあることから、時期をずらすために全体のスケジュールを前倒しいたします。7月初めのイベント開催を予定しておりましたが、6月末に繰り上げます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策としまして出演者の健康チェックやマウスシールド着用といったもののほか、当日会場に検温モニターを設置し、健康チェックの協力を観覧者をお願いするとともに、アルコールによる手指消毒の徹底をお願いいたします。申し込みは事前予約としまして、氏名や連絡先を万が一感染者が出た際のために把握いたします。

また、全席指定ということにいたしまして密集になることを防ぎます。

続きまして、②のレッスン事業の変更点をご説明いたします。こちらも4点ございます。

1点目は、レッスン内容の変更です。もともと団体が予定をしておりました手話ダンスというものでは動きが大きく、フォーメーションを変えるなど立ち位置の入れかえなどもございますので、子どもたち同士が近づくと接触する元となることから、その場から動かないで動きも小さい手話歌というものに変更いたします。

また、手話歌は振りつけが大変覚えやすいものになるということで、子どもたちがレッスンの中で飽きないように課題曲をもともと2曲としておりましたが、6曲に増やします。

2点目は、レッスン会場についてです。こちらは児童館から地域センターに変更いたします。現在、区内の児童館はすべて学童として利用されておまして、児童館としての再

開のめどが現時点ではまだ立っておりません。来年度も引き続きこの状況が続くことを仮定しまして、戸塚と落合第一の地域センターに会場を変えてレッスンをを行うことといたしました。

この地域の選定は、もともと高田馬場第一と第二の児童館のレッスンを想定していたため、同様の地域ということで選んでおります。

3点目は、児童館の利用についてです。この事業は、児童館との協働で事業を実施するものでしたが、現状では児童館が使えません。このため学童として利用している子どもたちに向けて手話歌のレッスンの周知や、手話歌を習った子どもたちの予習・復習となるように手話歌のDVDを作成し、児童館で映像を流してもらいます。

次年度以降の周知につながっていくようDVDを全児童館、15館分作成しまして配布する予定でございます。

4点目は、先ほどと同様スケジュールの見直しになります。当初レッスン事業を8月からとしておりましたが、7月からの開始といたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、講師の健康チェックを徹底し、万が一に備え参加者の氏名や連絡先の情報収集を行い、参加者の健康チェックも同時をお願いいたします。そして、レッスン中ですが、全員マスク着用でレッスンを受けることといたします。

次に、③の発表会事業の変更点を説明します。こちらも4点ございます。

1点目は、手話ダンスの啓発事業と同様に密集を防ぐために、会場を当初予定しておりました若松地域センターから戸塚地域センターへ変更いたします。2点目は、スタッフの人数を会場の消毒清掃等を徹底するために増員いたします。

3点目は、参加予定者数の変更です。本番時の人数を減らすために団体側の出演者を20名予定しておりましたが、半分の10名に減らします。子どもたちのほうの人数は変更ございません。

4点目は、スケジュールの見直しです。当初は2月を予定しておりましたが、1月の開催といたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、1番目の手話ダンス啓発事業と同様のイベントとなりますので、同じような対策を行いたいと思っております。

以上が変更内容のご説明になります。

続きまして、経費のことについてもこのまま続けてご説明させていただきたいと思いま

す。

資料の1-2、1-3が予算に関する資料となっております。資料1-2の概要版のほうでご説明させていただきたいと思いますが、積み上げの詳細な数字は資料1-3を適宜ご参照いただければと思います。

資料1-2ですが、こちらも当初予算、変更後の予算、当初と変更後の差額、また主な増減理由を記載してございます。変更による必要経費の試算を団体にお願ひしましたところ手指消毒用のアルコールや、消毒清掃用品、マウスシールドといったような消耗品のほか、イベント時に使用する検温モニターのリース料、消毒清掃するための追加人件費といった直接的に新型コロナウイルス感染症対策の経費となるものほかに、会場変更に伴う照明音響の委託料の増額ですとか、DVD作成費用の追加といった感染症対策に関連する増額というものがございました。

一方で、区民ホールや地域センターの利用について、事業担当課と調整しまして区と団体の共催事業ということで利用料金の免除、また出演者数を減らすことによつての減額というところも中にはございます。このようなところを主な増減理由のところて書かせていただいておりますが、今回この事業につきましては、まず採択された後に新型コロナウイルス感染症対策が必要となったことと、検討の結果、大きくこの事業の内容そのものを変更するまでには及ばず、実際には予算に反映すべき経費が当初予算に上乘せするような形のものがほとんどであったこと。

そのようなことを考慮しまして、新型コロナウイルス感染症対策経費として、追加で増額となる分を補助率10分の10で助成したいと考えております。

資料1-2の事業総額、一番上の欄になりますが、そちらの主な増減理由のところををご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策としての経費は、積み上げていきますと66万6,900円となりました。また、その一方で、区有施設の免除による減額分というものが、その次の行の26万2,100円です。ここから計算をしまして、協働推進基金助成金というところになりますが、こちらが当初171万8,000円を予定しておりましたが、変更後は47万円プラスの218万8,000円となり、このほか団体負担金というものがございまして、こちらが3万5,300円当初の分よりもプラスとなりまして19万1,050円となりました。

こちらは補足となるのですけれども、こちらの協働推進基金助成金の算出方法としましては、区有施設の免除分は対策に関係がないものになりますので、こちらは当初予算から

差し引きまして、1年目の助成率4分の3を乗じたものに対策経費の増額分を助成率10分の10でそのまま加算しております。その結果が218万8,000円となっております。

以上長らくご説明させていただきましたが、令和3年度の協働事業助成の変更ということになります。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた変更ということで、こちらの内容でよろしいかどうかのご協議をお願いいたします。

関口座長代行 ありがとうございます。そうしましたらその変更内容及び予算のことについて、ご意見等々ありましたら適宜お願いいたします。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 二つあります。まずは新型コロナウイルス感染症対策のことで、1の手話ダンス啓発事業で対策について健康チェックとあるのだけれども、この健康チェックをする項目を具体的に一覧表にしたものがあるといいです。どんなことをやる、検温だとかいろいろあると思うのだけれども、検温だけなのか、ほかもあるのかわからない。例えばこの入り口なんかで手の消毒だけだとか、ここにはスタッフが増員されているので、その人たちがそこをやるのだと思うのだけれども、その人たちのやる業務内容をはっきりしているほうがいいと思います。

それと②の手話ダンスレッスンで、この参加者は全員マスク着用と言うのだけれども、マスクよりもフェイスシールドのほうがいいと思う。そうしないと表情がわからないし、歌を歌いながらやると、マスクだとちょっと声がこもってしまうので、その点は突き詰めてみてください。

関口座長代行 ありがとうございます。何かありますか。

事務局 ありがとうございます。まず健康チェックのどういったことをするかということですが、現状区民ホールや地域センターを使う場合に、利用前チェックリストという形で、利用する団体者の責任者が確認するリストになっているのですけれども、そこで朝熱がなかったとか、過去2週間以内に渡航歴がないか等を、確認してくださいというのが入っておりますので、それに準じた形で用意するように団体のほうにアドバイスさせていただきます。

もう一つ、マスクの着用なのですけれども、団体のほうでちょっと心配しているのが、やはり余り声を大きくすると飛沫感染の原因になってしまうといけなないので、子どもたちにそんなに元気よく歌わないようにはさせないといけないうところは話をしております。

したので、そのあたりの兼ね合いでマスクとフェイスシールド、どちらのほうが良いのかというところを団体のほうにお伝えいたします。

以上です。

伊藤委員 やっているときの表情が大切です。マスクだと全然わかりません。

地域コミュニティ課長 少し補足です。いわゆるフェイスシールド、マウスシールドの効果について健康部の意見もごございますので、健康部とも相談をさせていただいて、その結果を協働支援会議にご報告し、団体のほうにも伝えていきたいと考えてございます。

関口座長代行 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

私も拝見したのですけれども、丁寧に担当課さんとNPOのほうで何とか実現に向けて検討されているなということがよくわかりました。節約できるところは節約し、必要などころには増額する。我々の手のある意味離れている事業ですので、ここで承認という話ではないのですが、私も一つコメントさせていただくとすれば、よくよく考えて検討していただいてこの計画と予算になったという前提の上で、とはいえ来年度になってみると、また状況も大きく変わる可能性はあります。コロナ禍という現象が計画主義と相性が悪い状況だから、せっかく緻密に計画していただいても、その状況次第では今想定しているものとは全くそぐわない1年後の状況が起きているかもしれません。とはいえ計画はしつつ臨機応変に、やはり柔軟に考えていただければなどは私も思いました。

この件はそれでよろしいですか。

そうしましたら、ご意見が出たことを踏まえて、ぜひ前向きに区のほうもNPOさんのほうも頑張っていたきたいなと思います。

それでは、議題の一つ目は以上とさせていただきます、続いて2番目の議題です。これは既にご意見いただいております一般事業助成の新型コロナウイルス対策についてということで、こちらにも先に説明が続きますけれども、まずは事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局 では、二つ目の一般事業助成の新型コロナウイルス感染症対策案について、ご説明いたします。

先日はお忙しい中、事務局の変更案にご意見をいただきましてありがとうございました。皆様からのご意見をまとめまして、もとの資料に欄を追加しましたのが、今回お配りしました資料2-1になります。資料2-2以降は、第2回協働支援会議の資料として、既に



皆様にお送りしましたものと全く同じものとなっております。

皆様からのご意見をまとめましたところ、全体を通しましておおよそ事務局案で問題がないであろうとのご意見はいただいておりますが、具体的なお提案ですとか、アドバイスといったものも幾つかいただきましたので、本日はそのようなご意見を紹介しまして、合わせて事務局の検討内容もご説明させていただけたらと思います。

なお、この8つの項目があるのですけれども、一番最後がその他という項目だったのですが、その他というところでお寄せいただいたご意見の中で、他の項目に該当しそうなものについてはそちらに含めておりますのでご承知置きください。

項目ごとにご意見のところと、事務局の説明を続けてお話しさせていただきまして、その後項目ごとで説明が終わりましたらご質問等を伺いたいと思います。

では、内容に入らせていただきます。まず1番、全体のスケジュールです。こちらはまず一般事業助成の対象期間について、4月1日にさかのぼる案と、7月1日からという案を両方考えておまして、どういったのがよろしいかというところで、皆様にお伺いしたところでございます。

こちらの結果ですが、まず皆様からのご意見ですと7月1日、決定通知以降ということですが、こちらの案の賛成が大多数でありました。皆様からのご意見の理由をまとめますと、団体が事業を滞りなく実施して効果が確保できることを前提とした事業計画を作成し、安心して積極的に活動してもらうため。また、本助成の対象となる団体層を考慮すると、遡及を適用するメリットがあまりないのではないかと。このような理由から、皆様7月1日からがよろしいのではないかとということでご意見をいただきました。

続きまして、②不測の事態を想定し、余裕のあるスケジュールを作成することが必要。

③、令和4年度以降はウェブ会議が可能となる前提で、7月1日からの案は来年度のみの特例とし、令和4年度以降は従来どおりの6月からに戻すのはどうだろうか。

④、今後の方向性として団体の育成支援を重視するのであれば、4月に遡及する案も含め慎重な検討が必要ではないか。このようなご意見をいただいております。

最初の7月1日からの案のところに戻りますが、こちらは皆様からのご意見も大多数が7月1日からということでしたので、来年度の一般事業助成については、7月1日から事業の実施と経費の対象期間ということにさせていただきたいと思います。

続きまして、2番目の不測の事態というところですが、不測の事態となった場合に、最も時間を要するのが会議のかわりに書面会議という形でやりとりを行うこととなった場合

が想定されます。スケジュール案というのが資料2-2です。そちらでお示ししておりますが、右側の会議開催バツ、ウェブ会議もバツといったものが、皆様とのやりとりをすべて書面会議等でさせていただいた場合の余裕を持ったスケジュールとなっております。

こちらを検討したところ、1カ月程度決定までに今までよりも時間がかかってしまうのではないかとということで、7月からという案を出させていただいておりますが、今のところ不測の事態といったときにその書面会議で、やりとりが可能であればこの形で進めていきたいと思っております。

③の令和4年度以降のお話ですけれども、現状ウェブ会議を新宿区がホスト、招待する側となるというのが今のところできておりません。来年度以降できるようにパソコンの購入ですとか、システムもどういったシステムを使うかといったところも含めて、庁内のIT系を取りまとめている課が現在検討しているところではございます。

いつから使えるかというのは、まだわからないのですけれども、少なくともこの令和4年度というのが今から2年後になりますので、さすがにそこではできるようになっているのではないかと思います。事務局から検討内容としてお示しして、ご意見いただいたようなことについては、基本的には来年度のみの適用と考えております。

続きまして、4番目の今後の方向性としてというところの話になりますが、9月の協働支援会議でお示ししました資料のとおり、今後の方向性として一般事業助成というものを団体の育成支援も重視したものとしていきたいというふうに考えております。来年度現行の制度での募集と並行しまして、制度の見直しをする予定でございますので、新しい制度について、どのようにしていくのいいかということで、皆様にもご協議いただきたいと思っております。

1番目のスケジュールについては以上となります。

関口座長代行 ありがとうございます。確認ですけれども、ウェブ会議はまだどうなるかわからないということと、あとはこれから議論するスケジュール案はあくまで来年度のみということで、はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、皆さん、何かご質問、ご意見があれば。

よろしいですか。それでは、スケジュールについては、7月からの案ということでご了承いただいたということで、次、2番お願いします。

事務局 では、続きまして2番の制度というところをご説明いたします。こちらは内訳としては対象経費、安全対策というふうに分けてございましたが、ご意見としてはまとめ

てお話しさせていただきたいと思います。

①、感染症対策を講じた上での団体の活動再開・開始支援という面もあることから、対象経費については柔軟に対応し、経費は全額補助とすべき。

②、感染症対策に要する経費は、事業予算200万円のほかに、別途助成できるとよいのではないか。

③、新たな日常において感染症対策は当然のこととなることから、対策経費を特別に取り扱う必要があるか検討すべきではないか。

④、物品の個数等、事業終了後に団体の備品になるか否かの判断が困難ではないだろうか。

⑤、令和4年度以降も継続してはどうか。

⑥、交付決定後に感染症拡大の影響などで区から事業の中止要請があった場合の経費の考え方についての検討が必要ではないか。

お寄せいただいたご意見はこの6つになります。これにつきまして、事務局のほうで検討した内容をお話しさせていただきますと、まず①と②と③をまとめてお話しさせていただくと、区の助成事業は、子ども、高齢者、障害者、こういった各課でも実施しております。また、同じ地域コミュニティ課内でも地域コミュニティ事業助成という助成事業がございます。この感染症対策経費につきましては、一般事業助成というものを今申し上げたような様々な助成事業の一つとして、特に地域コミュニティ課の同じ課で実施している事業の地域コミュニティ事業助成と同じ方向性で庁内の調整を行っているところになります。

内容を具体的にお話ししますと、感染症対策を団体に意識的に行ってもらうために、対策経費の補助率を10分の10としつつ、過去に実施済みの事業規模ですとか、内容をもとに感染症対策にどのくらい必要なのか、消耗品などを具体的に試算してみましたところ、大体上限2万円ぐらいで消耗品等は賄えるのではないかというところがわかりましたので、助成額の枠は50万円から上乗せではなく、変更なしというふうに考えております。

もちろん検討の中では、この助成金の50万円に上乗せをしたほうがよいのではないか、対策経費を全額、上限を設けなくて全額すべて対象とするべきではないだろうかという案もございました。

ただ、新たな日常では感染症対策というのが必須となっているところであるからこそ、団体側にも対策とこの事業の実施の両立を図るための工夫ですとか、真に必要な対策経費

の算定をお願いしたくて上限を設けることとしております。

また、助成額の上乗せのところにつきましては、一般事業助成でこれまでに実施したのが7団体あるのですけれども、そちらの最終的な精算後の助成額の平均で行きますと43万円となりました。このことから助成額の変更はなくとも、皆さん50万円の中でおさまるのではないかとということで、このような検討をしているところになります。

続きまして、④の物品や備品に関するところなのですが、確かに適正な個数ですとか、備品の考え方というのが、基準が決めにくいところではございます。ただ、これまでもコピー用紙ですとか、プリンターのインク代のように数量を出しにくいものというのでもございましたので、事業規模ですとか、内容を計画書に照らして団体に確認しながら、予算書の記載を事務局のほうもアドバイスをするようにしておりますので、今回も同様の形で申請時に確認を行っていくことで、なるべく適正なものを記載できるようにしたいと思っております。

続きまして、⑤ですが、こちらは新型コロナウイルス感染症をどのくらいまで対策をしていかなければいけないのか未知数ですが、それらも来年度は制度の見直しを行うので、その中で改めて協議事項とさせていただきたいと思っております。

また、交付決定後の感染症拡大の影響があった場合ですが、決定後の中止で、準備が始まっている場合は、その経費に対して助成対象とすることを想定はしております。今年度の第5回、2月の協働支援会議で一般事業助成の募集要項というものを確定する会がございます。そちらでこの記載内容についても含めて、再度こちらで文案をご用意した上で皆様にご協議をお願いしたいと思っております。

2番目の制度については以上となります。

関口座長代行 ありがとうございます。それでは、同じようにご質問、ご意見ある方、よろしく願いいたします。

私もよろしいですか。一般的に今回のコロナ禍においては国の持続化給付金や、ほかの補助金、助成金制度においても、おおむね感染対策部分は特別枠で10分の10補助というのも出て来ていますので妥当なところかなと思うのですけれども、1個だけ私からの質問なのですが、予算自体はもう200万円で決まりなのですか。

事務局 そうです、基本的には決まっている枠になります。

関口座長代行 新型コロナウイルス感染症の影響もあって、区内のNPOとか市民活動団体が苦しいというところを考えると、ほかの自治体では地方創生の臨時交付金とかを

使って新型コロナウイルス感染症対応の独自の助成金、補助金制度を新たに創設したりとかという動きもあったりはするので、新宿区さんは感染者数も多いということもあって正直それどころじゃないというのは、今年度は仕方ないと思うのですけれども、来年度以降に向けてはそういったことも少しご検討いただいてもいいのかなと。私、全国をいろいろ見ているとそういった動きもありますということをご参考程度にコメントさせていただきます。

その他、いかがですか、よろしいですか。

そうしましたら、2番は以上とさせていただきます、次に3番の説明会のところをよろしくお願いたします。

事務局 では、3番目、説明会のところについてご説明いたします。皆様からいただきましたご意見では①、決められた日時の説明会への参加が難しい方も多いため、令和4年度以降も継続してはどうか。

②、ウェブ対応が可能となれば動画配信の日時を決め、配信後の15分を質疑応答時間としてはどうか。

③、動画を視聴する環境が整っていない方へのフォローとして、留意事項に関する資料を配布してはどうかといったご意見をいただきました。

こちらにつきましてですが、まず①の令和4年度以降もということなのですけれども、こういった試みが初めてになるところもありますので、説明会動画の再生回数ですとか、あと申請や相談状況にそれがどう影響があったかどうかというところを何かアンケートみたいな形をとるなどし、検証した上で継続については検討していきたいと考えております。

続きまして、②ですが、こちらは一応いつでも動画を視聴できるようにすることで申請団体側の利便性を向上させてはどうかというところもございますので、リアルタイムの配信ではなく、撮影済みの動画配信を検討しております。質問等は、リアルタイムで受け付けがちょっとしづらいものですから、電話、メール、来庁などで随時受け付けますということをごきちんと皆様にご理解いただけるようにしっかり周知していきたいと思っております。

続きまして、③番目です。こちらの動画を見ることができない方へのフォローというところですが、確かに説明会でお話ししている内容というのは、募集要項の中でも特に皆さんにご留意いただきたいようなポイント、どうしてもここだけは理解していただきたいというようなところを重点的にお話しさせていただいています。動画を視聴できない方用にそういった動画の説明内容に照らした補足資料の作成を検討したいと考えております。

こちら説明会につきましては以上となります。

関口座長代行 ありがとうございます。それでは、3番、説明会について同じく質問、ご意見がある方はいかがでしょうか。

全体を通しておおむね事務局案に賛成ということなので、無理にご意見を出していただく必要はないのですけれども、皆さん、いかがでしょうか。

則竹委員、どうぞ。

則竹委員 則竹です。ちょっと確認ですけれども、もうこの会議室での説明会というの  
は行わないということよろしいのでしょうか。

関口座長代行 事務局、お願いします。

事務局 こちら会議室での説明会は、少なくとも次年度の令和3年度の募集としては行  
わない予定でございます。

関口座長代行 よろしいですか。それを踏まえて、大丈夫ですか。

ちょっとやっぱり皆さん、冬場、やっぱり第三波が来始めているという兆候も感染者数  
から見受けられるので、これから冬にかけてはやはりそういったご判断になるのかなと私  
も思いましたが山田委員、何かありますか。

山田委員 事務局への私からの質問なのですけれども、過去の説明会への団体さんの参  
加者数というか、出席数はもしわかればですが、例年おおむね何団体ぐらい参加されてい  
ましたか。

関口座長代行 わかりますか、事務局。

事務局 説明会を3回行っております。日中と、日中お仕事のために来られない方用に  
夜間にやっておりますが、大体一番多い会のときに5～6団体。全部合わせて10団体ぐ  
らいにご参加いただいているのが、ここ2年ぐらいの状況です。

関口座長代行 どうぞ。

山田委員 山田です。わかりました。では、ボリューム感としてはそれプラスマイナス  
ぐらいのところ、今回やり方を変えても録画を見ていただけるのかなというそういう腹  
積もりでいるという、そういう理解でいいですか。

事務局 はい。今想定しているのが、撮影済みの動画を動画配信サービスなどでの配信  
する方法です。

山田委員 わかりました、ありがとうございます。

関口座長代行 ありがとうございます。ほかはいかがですか。

どうぞ、松井委員。

松井委員 松井でございます。純粋な質問なのですが、今まで問い合わせは来庁と電話とメールでどれが多かったのか教えていただけますか。

事務局 説明ではなく実際の問い合わせですか。

松井委員 はい。

事務局 問い合わせで一番多いのは、やはりお電話だったかと思います。お電話と、あと突然窓口にいっちゃるということも結構ございました。まずはお電話などご予約をお願いしますということを以前は皆様に周知していましたので、まずはお電話で時間をお約束させていただいて、その上でいろいろなご質問ですとか、お問い合わせに対応したりもしております。

松井委員 ありがとうございます。

関口座長代行 よろしいですか。では、どうぞ。

竹井委員 竹井です。ちょっと1個教えてください。今回からウェブとか動画というお話もありましたが、そちらのほうで対応されるということなのですけれども、例えば実際に説明を受けた方、動画を見た方が質問をする場合、質問欄にコメントを入れるという形になったりしますし、あとはその場にいっちゃらないのでみんな電話という形になって、出口が結構充実しなきゃいけないのかなと思うのですが、そちらのほうはどういうふうを考えているのですか。要は質問を例えばコメントを書かないようにさせるとか、もう電話でしかとらないようにするとか、何かそういう工夫はされているのですか。

事務局 まだそのあたりは想定し切っておりません。ただ、コメントを書きいただいで、そこに返信するというよりは、その方がどうしてそういったご質問をなさったのかというところも踏まえてお答えしていかないと、ご案内に齟齬が出て来る可能性がございますので、できるのであればコメント欄で質問ではなく、メールやお電話、ご来庁などで対応していきたいと思っています。

竹井委員 わかりました。では、これから検討するという形になるということですね。

事務局 はい、そうです。

竹井委員 わかりました、ありがとうございます。

関口座長代行 ありがとうございます。いかがですか。よろしいですか。

私もちょっとコメントさせていただくと皆様のご意見、しごくごもつともで、どちらかというデジタルトランスフォーメーションのほうの話ともかかわってくる。そもそも

仕事のあり方としてデジタル化を進めていくということになると、恐らく今出たような電話なのか、来庁なのか、メールなのかみたいな話とその受け口、質問をどう受けるかみたいな話ともかかわってくると思うので、参考までにうちの事例を申し上げさせていただくと、私どもも説明会を実際に会議室のようなところでやっています。講座というか、いわゆるNPO法人向けの講座になります。

確かにそれはそれで効果はあったとは思いますが、どうしてもやっぱりデジタルデバインドならぬフィジカルデバインドみたいなのがありまして、物理的にそこに来なければ当然講座は受けられない。どうしても時間的に例えば介護をされている方とか、子育て中の方とか、障害をお持ちの方とかいうのは参加しづらかった。あるいは、そもそも北海道に住んでいるとかです。

皆さんの場合はさすがに北海道に住んでいる方を対象にはしないとは思いますが、今申し上げたようなどうしても行きたいのだけれども、開催時間をご配慮があるというお話ではありましたけれども、どうしても行けないという方がある意味これまでは切っていたという面もあると思うのです。

それがオンライン化とか動画配信サービスに上げることによって、わざわざ区役所まで行かなくても、新宿区の場合は行政区域が狭いですから、行こうと思えば行けるという面もありつつ、とはいえさまざまな理由で来られない人を救えるかもしれない。これまでリーチできなかった団体も見てくれるかもしれないというデジタル化のいい面もあると思いますので、これを機に先ほど検証のお話もありましたけれども、1回やってみて、ちょっと判断していただければなと思いました。

そのようなところで3番はよろしいですかね。

それでは、続きまして、4番の募集要項の配布のことをよろしく願いいたします。

事務局 では、めくっていただきまして裏面になるかと思いますが、4番目の募集要項の配布についてご説明いたします。

いただきましたご意見としましては①、郵送する場合は、団体の手元に時間的余裕を持って届くよう配慮すること。

2番目として、課題欄に記載の制度への理解不足については、区有施設の長期閉鎖といった状況で起こり得ることであり、その場合は今年度同様に採択事業の継続の可否にかかわるため、考慮する必要はないのではないかというご意見をいただきました。

こちらについてですが、まず郵送なのでありますが、郵送の場合は希望があり次第すぐ



発送できるように、あらかじめそういった発送する内容のものをセットにしておくなどしまして迅速に対応することを検討しております。

また、そういった方々には、申請期限のギリギリにお問い合わせをいただきましても、やはりどうしても間に合わないというところが出て来てまいりますので、なるべく郵送の場合はお早目にご連絡くださいというようなことが周知できるようにしていきたいと思っております。

2番目についてなのですけれども、こちら確かにそういった長期閉鎖とかそういった状態になってしまいますと、今年の5月頃の状態になってしまいますので、いろいろなものがストップしてしまうと思うのですが、今回新たな日常を踏まえてそういった事業を実施するための方法ですとか、手段を講じることというのが、来年度の事業に関する区の考え方というふうに基本的にはなっております。

区有施設などが長期閉鎖という状況であっても、支援会議が書面会議の開催といった形で実施が可能な状況であれば、採択はそのまま継続させていただきまして、団体の事業実施というところの場面につきましては、事業の内容ですとか時期、そういったものを見ながら別途個別に判断していきたいと考えています。

団体につきましては、そういった状況に応じてできる限りのフォローをその場、その場で臨機応変にしていけたらと考えております。

こちらについては以上になります。

関口座長代行 ありがとうございます。それでは、4番の募集要項の配布についてはいかがでしょうか。

則竹委員、どうぞ。

則竹委員 則竹です。多分このご意見欄の②に書いていただいているコメントというのは、私が書いた内容かなというふうに思うのですが、今の事務局のご説明と少しニュアンスが違うような気がしたので補足させていただきますと、ここで書いたのは新型コロナウイルス感染症対策を前提とした場合の課題という欄に書かれているように、制度を理解しないまま申請してしまう人が出て来ると困るということに対して、それをそこまで考慮する必要はないのではないかとということで書かせていただいたので、むしろ助け船を出したような意見だったというふうに理解をしておりますのですけれども、つまり事業自体が今年度のようにもうできない、継続できないというような状況になれば、当然区有施設に出向くことも必要ないわけで、区有施設が長期閉鎖されるという事態がもう生じてしまえばその

ときにはもうだれも来ないわけです。

では、そんな長期閉鎖ではなくて例えば時間とか、ソーシャルディスタンスをとって来てくださいというような対応ができるのであれば、それはだれでも区有施設に出向くことができるわけですから、そうしたらこの理解不足のまま申請してしまうという事態は起きないのではないかなというふうに思っているということなので、そういう意味であれば特にその課題と書かれていることは考慮するというか、ちょっと杞憂といえますか、そんなところじゃないかというふうに理解していただければと思います。

以上です。

関口座長代行 ありがとうございます。

まあ、心配するなということ。ほかの方はいかがでしょうか。

よろしいですか、この点は。従来どおりということで十分かと私も思います。

それでは、続きまして5番の申請相談、ここは幾つかご意見が出ていると思いますので、ご説明をまたよろしく願いいたします。

事務局 では、続きまして5番目の申請相談について。こちら内訳としてはもともと(1)の制度と(2)申請書類の書き方や企画内容の相談というふうに分けさせていただいておりますが、ご意見としては、まとめてご紹介させていただきます。

①、一般事業計画書について、⑥の実行体制はイベントごとに記載できるようにしてはどうか。

②、来庁相談を存続させると、大半の団体が来庁を選択し、対策が無意味となることが懸念されるため、来庁相談を廃止してはどうか。

③、高齢者中心の団体といったウェブ環境に適應できないようなところもあるが、NPO側のオンラインリテラシーは向上してきているため、今後も継続してはどうかといったご意見をいただきました。

まず、①についてですが、こちらは本日お配りしています資料2-3が、こちらの計画書の内容になってございます。今回申請書について、書き方をもう少しわかりやすくするために、幾らかレイアウトなどを変更させていただければというところにつくった案になります。

こちらの⑥番の実行体制というところについてのご意見ということで承りました。こちらはおっしゃるとおり事業ごとに出て来るとお思いますので、こちらの記載方法を改めて事務局のほうで検討しまして、後日募集要項とともに案をご提出させていただきたいと思

ます。一度事務局のほうで事業ごとの形に落とし込んでみましたが、書きやすいのか、書きづらいのか、少々見づらいレイアウトに見えてしまったので、もう少し工夫したいというところで、後日改めて記載については新しいものをご用意して、皆様にお示ししたいと思っております。

続きまして、②の来庁相談のことですが、おっしゃるとおり新型コロナウイルス感染症対策としては来庁を不用とすべきとも考えられるかと思えます。ただ、申請相談というところでは、申請書の書き方だけでなく、事業の内容や計画について思いはあるけれど、どういう形にしていいかわからない状態でいらっちゃって、一緒に具体化していく作業をするというのも申請相談の中で事務局が行っている作業です。

今年度も一般事業助成の申請時に、来庁ができないということで、電話やメールだけで相談やアドバイスを行っていたのですが、資料がまだ完全にできていないので、それを共有しながらお話しするというのもこちらの意図が伝わりにくかったり、資料のやりとりをしていく中で効率が悪かったりした部分もございます。

事務局のやり方についても、検討していくところではありますが、こういったような状況がありますので、来庁相談の完全廃止については、事務局としては不安が残ります。

そのため、廃止ではなく、この前の緊急事態宣言などに近いような形でしたら来庁を控えていただくほうが賢明になりますので、そういったようなアナウンスもしつつ、ウェブ相談がもしできれば来庁相談と変わりがないので、そういった場合には廃止というのも考えられるのですが、今のところはっきりしませんので、来庁相談の完全な廃止までには至らないほうがよいのではないかと考えております。

次の③の今後も継続してはどうかについてですけれども、やはりオンラインを活用している団体は非常に多いかと思えますので、そういった団体にとっては、どんどん利便性が高まっていくことだと考えております。私どももどのようにやっていくのがいいのか、初めての試みになりますので大分試行錯誤していくことになるかと思うのですが、そういった中でそちらが有効ということであれば継続の方向を探っていきたいなどは考えております。

こちらは以上となります。

関口座長代行 ありがとうございます。それでは、5番の申請相談につきましてご意見、ご質問があればよろしく願いいたします。

よろしいですか。では、私からコメントさせていただくと、ウェブ会議の件は再三出て

いるとおりに今後の検討課題ということなのですけれども、例えばうちの事例で申し上げますともう3月以降ぐらいはもうひたすらオンラインでの相談をもうかれこれ200件ぐらいいやっていると申しますけれども、ほぼ相手はNPOですので、最初は導入支援が必要な面もありつつ、オンラインは非常に便利で、スマホでもやれますし、もちろんだから先ほど来出ているデジタルデバイドとかそういった問題もありつつも、結果として電話だと通話料がかかっちゃいますけど、オンラインだったらデータ通信料は当然かかりますが、その範囲内であったら無料でやれたりとかしますので、お財布にも優しいとかという面もあったり、記録も録画、向こうが同意してくれれば録画しておいて後からお互い見直すとかそういったこともできますので、やっぱりデジタルトランスフォーメーションと絡めてそもそもこの相談を実現するためにはどういう手法がいいのかというのを、これを機会に改めて検討してはどうでしょう。

これは今後の課題でいいのですけれども、今回のコロナ禍というものは日本社会にそういった考える機会を与えてくれているので、これを機会に考えていただければなど改めて思いました。

そんな話をしている間に何か思いついた方はいらっしゃいますか、大丈夫ですか。

それでは、5番も以上とさせていただきます、続いて6番、申請方法について引き続きご説明をお願いいたします。

事務局 では、続きまして6番目、申請方法についてです。

こちら側のご意見は、①、今後は申請書類をPDF等にし、メールのみで申請できるように検討してはどうか。

②、緊急事態宣言等があった場合は、今年度同様に採択事業の継続の可否について検討する状況になるのではないかと、こういったご意見をいただきました。

これにつきまして、まず①のほうなのですけれども、現在区のメールで送受信できる容量が、メール本文を含めて最大5メガバイトと大分少ない容量となっています。去年の採択などを見ていらっしゃる方でしたらおわかりになるかと思いますが、資料といってもこちらからお願いしているもののほかに団体の活動報告といったようなチラシとか、そういったものも含めて送ってもらっていますので、5メガバイトの中で、1通ですべての申請書類を送っていただくというのは大変困難な状況になっております。

そうすると分割でということになるかと思うのですけれども、複数に分割された場合、途中の抜けや正常に送受信できたのかどうか気づきにくい点が懸念されます。セキュリテ

イーが新宿区は大変厳しいものになっておりますので、少しひっかかるような文言があっただけでも、はじかれてしまいます。今後、区の受信容量等のメールにおける問題点がどういうふうに変わっていくか次第というところです。そういったものを踏まえて、実行できそうな情報が入ってきたときには、ぜひ改めて検討したいなと思っております。

②につきましてですが、こちらです。来年度の区の事業の考え方というところで、新たな日常を踏まえてというのがありますので、新型コロナウイルス感染症が拡大したということを経験として採択が滞ることのないように対策を検討していきたいと考えているところです。

また、募集から採択までというものと、あと実際に採択団体が事業を実施する時期では状況が変わっている可能性もございます。そういったことを踏まえますと、団体の事業の実施に当たっては今年度新宿区でもいろんなイベントについての考え方について、いろいろと方針が出されたり、国や都とからの情報があったりしますので、そういったものを団体に適宜きちんにご案内するとともに、相談しながらどういったものだったらできるか、どういったものだったらさらなる対策が必要なのか、対策をしても難しい事業なのかというところを一緒に相談しながら慎重に進めていけたらと思っております。

こちらについては以上になります。

関口座長代行 ありがとうございます。では、引き続き6番、申請方法についてご意見、ご質問があればお願いします。

よろしいですか。では、全くないのも寂しいので。また私ばかりしゃべって恐縮なのですけれども、5メガバイト問題というのも、それは区役所全体の先ほどから出ているこれからデジタル化を進めていくに当たっての検討課題だと思いますし、例えばほかの民間の助成金ですが、この間それこそ平野委員のところとかも休眠預金とかその他にも助成金、さまざまやられていますけれども、ほかにもいろんな助成財団とか企業とかが新型コロナ対策に助成金制度を設けてくれたのです。最大だと本当に1,000万とか2,000万とかもらっているような助成金もオンライン完結になってきていまして、とはいえもちろん今回の事業助成が対象とするような地域の団体さんが、オンラインにすべて対応できるかという問題はあるにはせよ、一方でそれにしっかり対応してきているNPOとか市民活動団体も出始めていて、むしろ紙で出力するのが大変なので。デジタル完結してほしいという声もあるのです。

ですので、先ほどからの機会平等という話も実は紙ベースの申請書類が、一定層の団体

の機会を奪っていた可能性はあるというのほど心にとめておいていただいて、オンライン化するほうが、機会が広がるという面もあるので、検討課題として考えていただければなと思いました。

では、どうぞ、松井委員。

松井委員 松井でございます。郵送なのですけれども、今までは直接持参で実際に手渡せたということがわかったのですけれども、郵送して届いているかが多分不安になると思うのです。ですので、書留にするとか、あるいは普通に郵送した場合には、受領しましたというものがあつたほうが、送るほうとしてはとてもありがたいのではないかなと思いましたが、お伝えします。

以上です。

関口座長代行 そうですね。アメリカの大統領選挙でも消印有効なのか、必着なのかみたいなものが問題になっていますので、こちらはもう消印有効だということで、日本の郵便制度はすごく信頼できるのでそれでよろしいかなと思います。

よろしいですか。

そうしましたら、では申請方法、6番も以上とさせていただいておまして、皆様のご協力のおかげで順調に、あと残すところは2つです。審査とその他ということになります。

それでは、一番重たそうな7番の審査のところをご説明お願いいたします。

事務局 続きまして、7番、審査のところに入らせていただきます。こちらもこれまでと同様内訳が三つ、事前協議、一次審査、二次審査というふうにございましたが、まとめてお話しさせていただきたいと思っております。

まずご意見のほうをご紹介します。①、感染症が収束している状況では、現行どおりの手法が望ましいのではないかと。

②、プレゼンテーションの公開が必須であると、それによりプレゼンテーションの実施方法が制約を受けることになるため、緊急事態宣言等の場合は非公開としてはどうか。

③、コロナ禍でのプレゼンテーション実施は、その必要性及びさらなる実施方法の工夫が求められる。何のための事業実施なのか、原点に返っての再検討、メリット・デメリットを比較し十分に検討する必要がある。

④、プレゼンテーションを区のホームページで公開する際は、視聴者に簡単なアンケートを行い、次回以降の参考にしてはどうかといったご意見をいただきました。

まず、①の感染症が収束している場合の状況ということですが、こちらは確かに感染症

が収束した場合は、皆様にもももとの公開プレゼンテーションという形で、団体ほか様々な方にも見に来ていただいて、団体のプレゼンテーションを見ていただくことで、いろいろなボランティアの形があるのだとか、そういったものを皆さんにご理解いただく契機にもなりますので、ぜひ行われたらと思っております。

続きまして、②と③について、こちらはまとめてお話しさせていただくのですが、まず公開、非公開というところの話になりますが、これはプレゼンテーションに限らず協働支援会議そのものが、今のところ本来公開という形をとっております。これについては、この協働支援会議の設置要綱というのがございまして、そちらで定めているところで、支援会議が不相当と認めた場合には非公開とすることができるという規定で実施をしております。

こちらの不相当と認められる理由というのは、通常ですと協議とか選定といったときに必要な情報にはなるけれども、不特定多数の方に知らされるべきではないような情報を扱うような際には、不相当と認めるということを想定しております。このプレゼンテーションの実施手法とかそういったものについては、実施が困難であることがそのまま不相当と認められる理由になりにくいところではないかと考えております。

とはいえ今回の新型コロナウイルスというのは、これまでだれもが経験もしたこともなく前例がないようなところで急に広がってしまったものにはなりますので、そういった非常時ということで、プレゼンテーションの公開が採択手続にどうしても影響するといったような際は、皆様のご協議の上で公開するのに不相当ということもあり得るのかもしれない。

ただ、現実にはこういった状況にもし直面した場合は、事務局で決めるというよりは、皆様にも会議で不相当と認められる場合というところが定義してございますので、公開、非公開、あとはプレゼンテーションの実施の可否というところも含めて、この協働支援会議でご意見を伺いながらどのように進めていくかというところを検討していくことになるかと思っております。

続きまして、④のプレゼンテーションの際にアンケートをとってはどうかというところなのですが、こちらは私どももまだ勉強不足で、どのような形であればこういったアンケート、例えばウェブで行った場合などで、どういう形であればアンケートがとれるのかを、これから勉強していくところもありますので、調査もしながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

関口座長代行 どうもありがとうございました。それでは、7番、審査についてご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

則竹委員、どうぞ。

則竹委員 則竹です。質問させていただきます。このプレゼンテーションの公開という②番目の項目について、いわゆる公開プレゼンテーションで会議室を使って説明会といたしますか、プレゼンテーションの会をやって傍聴の方にも入っていただくというスタイルとウェブ会議という形でのプレゼンテーションの二つあると思うのです。

どちらかというそれはもちろん収束している状況では、現行どおりの会議室で集まって傍聴にも入っていただくという形が望ましいということなのですが、ではいざウェブ会議でやりますよということになったときに、ではこの公開というのはウェブ会議の公開というのは何だろうかということをごここでは問題提起したかったのです。

設置要綱で公開、非公開とすることができるということがあるだろうとは思っていたのですが、別に非公開としなくても公開するという形で、ではウェブ会議でやった場合に公開するという手法がとれるのかどうかというところが次のポイントだと思うのです。

それは例えば傍聴人というのではないですけれども、もう例えば議事録を公開するのか、それとも実際にプレゼンテーションをやっている場面をビデオに撮って、先ほどの動画配信のような形でだれでも見られますよという形であれば、別に傍聴人を入れるという形にこだわる必要もなく、ウェブ会議でも公開だし、会議室でやるのでも公開だし、それは傍聴人の方には受け身の形でただ単に公開しています、見えていますという形でやれば、この要綱には抵触しないのではないかとこのようにも考えます。その辺はウェブでのプレゼンテーションという可能性もあるわけですから、そのときの公開というのはどうなるか、区の委員会でも同じようにやっぱり公開プレゼンテーションをやっているらっしゃるので、多分統一見解が必要だと思うのです。

ウェブでやりましたけれども、ここは公開としています。こちらは公開という扱いではありませんとか、そういった形にはならないと思いますので、そういった統一という方向での運用の基準みたいなものというのは、区として何かお考えになられる必要があるのではないかなというふうに思ったので問題提起をさせていただいた次第です。

以上です。

関口座長代行 では、事務局、お願いします。



地域コミュニティ課長 地域コミュニティ課長でございます。則竹委員ご指摘のとおり区にはこの協働支援会議のように要綱設置のもの以外にも条例で設置されている審議会が多々ございまして、それは原則公開ということになってございます。

この間新型コロナウイルス感染症の対策ということで、リモート会議での課題を検討する中で、その公開をどう実現できるか、区政情報課のほうでも課題として認識していただき、今現在どういった公開ということは別途検討しているところでございます。その検討の推移も踏まえながら、また情報提供させていただいて、このプレゼンテーションをどういうふうにしていくかについては、しっかりと検討いただきたいなというふうに思っております。

関口座長代行 よろしいですか。

則竹委員 承知しました。結構です。

関口座長代行 では、平野委員、どうぞ。

平野委員 平野です。このプレゼンテーション資料をデジタルで公表するという事は、この知的ノウハウというものは申請した団体のものだから、この人たちに承諾を得ないと多分うまくない話だと思うのです。

それと個別名称が出て来ている場合についても、これは都道府県の話ですので、この資料の取り扱いが区としてきちんと取り扱いを決めるということと、申請する団体に対して当初からこれを言っておかないとまずいということなんです。

それと公表して、それが結果の採否をもし受けるならば、そこに対してもきちんとした対応をこの委員会ですらないと、やりっ放しになると多分それさえもまずいということだと思いますので適切な運用を望みます。

以上です。

関口座長代行 何かコメントがありますか。

事務局 ご意見ありがとうございます。もともと申請書類等もホームページで最終的に皆さんに公開するようになっております。それについては公開するという事も募集要項のほうで書かせていただいて、皆さんにご承知置きの上でのご申請ということになってございますので、万が一こういったビデオなどで動画を作成していただいて、それをプレゼンテーションのかわりにしますといったときも、同様にそういった情報の取り扱いというところは慎重に進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

関口座長代行 よろしいですか。わかりづらいのですが、そもそも申請書はPD

Fを掲載しているのですよね、現状もね。そのため、PDFで既に掲載しているものを当日公開すること自体に問題はないのだけれども、現時点で公開していないのは当日のパワポとかのプレゼン資料で、傍聴者には配布はされるけれども、ウェブには掲載していないということなので、その辺りを何が既に公開されていて、今後もし公開プレゼンをウェブ開催した場合どういった著作権だとか知的財産に関する問題があるのか。公開プレゼンなので私はどっちかという公開してもいいのではないかと思っていますけれども、その辺りの処理はきちんと整理していただいたほうがいいなと私も同じく思いました。

山田委員、どうぞ。

山田委員 山田です。何かからお話ししましょうか。プレゼンテーションの公開のところなのですけれども、公開をしていること、そこには目的があるのかなというふうに考えます。公開をすることで審査の透明性を確保するというのが、やはりまず一つ大きな目的のかなというふうに思っています。

それから、もう一つはこの一般事業助成、冒頭で団体の育成というようなお話もありましたけれども、例えば今新宿がやっているやり方ですと、公開プレゼンが終わった後、傍聴というか、見に来ていただいた人にアンケートを書いていただいてという。書かれたアンケートの内容を団体にもフィードバックをしてというような仕組みとしてやっている感じですか。

その団体の育成という観点からすれば、団体側のプレゼンの中で行っていた企画提案の中での問題意識がどうだったのか、あるいはそのぜひ採択をしてもらいたいというようなところのプレゼンの能力ですとか、企画提案書の中身とか、そこで公開の中でアンケートなり一緒にその説明を聞いた人がどう受けて、どう団体に落としていっているのかというところが仕組みとして今ある中で、そこをどうしていくのか。

それともう一つは、我々審査をする側の委員は、団体側にかけている質問に対してその質問が適切だったのか、どうだったのかというようなところでもご意見をたしかいただいていたかと思います。

やはり団体の育成なり審査の透明性というようなことからすれば、先ほど事務局からお話がありましたように、公開を基本に何らかの形でコロナ禍の中であってもやっていくというところをスタートラインに置きたいなというふうに私自身は考えます。

その中で今日もこれだけの一定の大きな会議室の中で、なるべく三密を回避するような形で会議の環境を工夫してという形になっているのですけれども、先ほど則竹委員からほ

かの会議なり、ほかの審査会はどうなのかというところで、全体的にはまだまだ詰めていかなければいけないところがあるのですけれども、少しお話が長くなってしまって恐縮なのですけれども、区長が区民の皆さんとやる対話集会として「区長と話そう～しんじゅくトーク」というのを実は10カ所の特別出張所で毎年秋やってきています。

今までのこの対話集会については、当日だれでも来てくださいということで人数の事前制限みたいなことを設けることなく、本当に出たところ勝負で会議室の定員がフルになるまでやっていたのですけれども、さすがに今年は、それはできないだろうということで、そういう形のものについては中止をして、その上でいろいろ普段から地域でボランティアとして活動している団体の人たちに限定をして意見交換みたいなことをやっているということ、そんなやり方をとってきています。

来年以降というようなことを考えた場合に、それも含めてどうするのかというのは、区政の中で一つ大きな宿題になっているのですけれども、例えばこちらの協働の部分について言えば、事前の申込制みたいな形にして傍聴というのですか。その人数を一定の制限、例えば会議室のキャパシティとの関係で、なるべく大き目の会議室を確保してというところが基本になるかと思うのですけれども、一定数の三密が回避できる中での人数上限みたいなもの、その中で冒頭申しあげました審査の透明性みたいなものを担保していくというやり方はできなくはないのかなというふうに考えます。

ウェブのところ、先ほど平野委員からもお話がありましたようにパワーポイントで、申請書のほうは事前にちょうだいしている中で事務局のほうも十分に見て、またホームページに公開しているのですけれども、プレゼン資料は当然申請書の範囲の中でおつくりいただいているものだという前提にはなるかとは思っているのですけれども、そのところが余り十分にチェックが効かない中で例えば固有名詞ですとか、いろいろやっぱり表現としてどうなのかなというものがでてきてもというところがあるとすると、そのところはもしウェブというところでやるのだとすると、パワーポイントの資料なんかも事務局のほうで十分事前にチェックをした中でやっていくことが望ましいのかなというふうに考えます。

すみません、意見が大分長くなりました。

以上になります。

関口座長代行 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。

よろしいですか。では、私もちょっと。いつもコメントをしている側なのでつつい言いたくなっちゃうのですが、今、山田委員がおっしゃったように公開プレゼンにいろんな

意味があって、その審査の過程を幅広く区民の方に見ていただくという面もあるし、あるいはその公開プレゼンを通じて区民参加を促すと。その公開プレゼンに来ていただいた方が助成、この事業、いいなと思って寄附をするだとか、ボランティア参加するだとか、あるいは余り事例は、本当は出てほしいのですけれども、例えば聞きにきていた区内の企業さんが食品をフードバンクに寄附をしようかなとか、そういった区民参加の機会としても有効なわけです。

あとは団体自身の成長の場だし、プレゼンをするということで専門ではない一般の区民。皆さんもそう、特に公募区民の方はそうですねけれども、そういった一般の方々はどうやったらわかりやすく伝わるのかなというのを試行錯誤する場でもありますし、結果としてこれから申請を考えている団体さんが例年多く傍聴してくださっていると思うので、来年度、うち、出してみようかなという団体が、その先輩の団体のプレゼンを見て勉強する、学ぶ場でもあるというそういう多様な機能を持っていると思うのです。

ですから、私もぜひやれるものならばやっぱりやったほうがいいなと思いますし、記載内容とか発言については、そもそもあの場は公開なわけですから、本来はウェブに載ってはいけないようなことを言うべきではない場でもあるわけです。

だから、その辺りはこれからのオンライン時代の個人情報とか発言内容とかが炎上している事例もたくさんありますけれども、本来発言すべきでないことは、今後はこういったオンライン公開されてない場でも言うべきではないということをお互いがやっぱりマナーというか、守っていくべきなのだろうなとは思っております。

そうしましたら7番は以上とさせていただきます、ありがとうございます。これは8番に行ってよろしいでしょうか。

事務局 はい。

関口座長代行 それでは、おかげさまで最後まで終わりそうです。その他、8番、お願いいたします。

事務局 では、8番、その他ということで、こちらその他と書かせてはいただいたのですが、事務局の対策案としましては減額調整の見直しについて書かせていただいていたところにもなります。ご意見としましては、減額調整のメリットとしては、ボーダーライン上の事業を拾い上げることで、区民サービスの向上につながっている。

②、感染症対策の実効性をより担保できるよう、予算枠内で助成団体を選定すべき。

③、提案された新型コロナウイルス感染症対策の有効性について、専門家の判断・意見

が必要となるのではないかといったご意見をいただきました。

こちら、まず①と②についてですが、確かに今回新型コロナウイルス感染症対策をするということで採択した団体にそういったのも含めた計画どおり活動を実施してもらうのか、それともより多くの区民の福祉向上を目指していくのかというところは両立するべきところではあるかと思うのですけれども、現時点ですが、想定される来年度の状況というところで行きますと、まず感染症対策というのは必須になるかと思われまます。

減額調整をまず行った場合です。減額される程度にもよりますが、計画の一部変更を余儀なくされることがあるかと思われまます。そういった状況がもしあるのだとすれば、計画の一部変更によって団体の事務ですとか経費の負担というのがどの程度増えてしまうのかですとか、あとは減額しても感染症対策、もともとの申請時点で必要と思って考えた対策を実行できるのかどうかなど、例年の減額調整というところとはちょっとまた別次元で考慮すべき点が幾つか出て来るのではないかと考えています。

今回新型コロナウイルス感染症対策費を10分の10で認めようとしている趣旨と照らしまして、来年度に関してはやはり事務局としては、減額調整は行わないでできたらと思っております。また、その次年度以降については制度の見直しなどもございますので、その中でご協議いただいて決めていけたらよろしいのではないかと思います。

次に、③になりますが、こちらの専門家の判断や意見が必要ではないかというところなのですけれども、現在区のイベントや会議、指定管理者が区有施設で行う事業などというのは順次再開をしているものがございます。ただ、専門家にその実行体制を必ず確認した上で実施しているものというものではございません。こちら区の方針ですとか、あと東京都、各種事業者、業種から出しているガイドラインというのが、皆様ご存じのとおりあるかと思ひます。

私どものこの会議のレイアウトとか、そういったものについてもガイドラインに沿って実施を行っているところでございます。助成事業は区が助成する事業ではございますが、実施主体は団体ということになります。

実行体制、安全対策というのは、基本的に団体の責任において実行すべきところにもなりますので、感染症に関する各業種のガイドラインですとか、あと東京都が出している感染症の拡大チェックシート、そういったものの内容をきちんと団体にご案内し、ご理解いただいた上で新型コロナウイルス感染症対策というものを実行、実施していただきます。これまで、怪我がないような実行体制になっているかとか、そういったことを安全対策で

は見ていたかと思うのですけれども、申請時点で明らかに対策として不足することが事務局のほうでもわかれば、指摘いたしますので、基本的にはそういった必要な情報をご案内した上で、しっかり団体さんの責任において実施をしていただくという方向で行きたいと考えております。

以上です。

関口座長代行 ありがとうございます。そうしたら最後8番、事実上減額補正のことについてですけれども、ご質問がある方。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 減額のことではないのですけれども、新型コロナウイルス感染症対策で今言った基準を満たしているということをまず確認することは必要だと思います。

それともう一つは、いろいろな先ほど2万だとかいうぐらいの金額だったというお話なのですけれども、新宿区として持っている機材があるのであればそれを積極的に貸し出して、幾らかでもその金額が、2万が1万になれば、1万はほかで使えるから、そこら辺をお知らせしたほうがいいのではないかなと思います。

それで、減額に対しては受け入れるとすれば、その団体は新型コロナウイルス感染症対策の費用をそこで減額をして受け入れるということはしないと思うので、今までどおり減額調整をやっていきたいと思うのです。

以上です。

関口座長代行 これは、コメントはありますか。どうぞ。

地域コミュニティ課長 区としては新型コロナウイルス感染症対策の貸出物品というものは特にはないのですけれども、さまざまな施設においては消毒液等も配置してございます。また、一部施設においてはつい立てなども貸し出しておりますので、あるものについては積極的に貸し出しをというふうに考えてございます。

関口座長代行 ありがとうございます。伊藤委員のご意見としては、減額調整は従来どおり行うべしということでのいいのですか。

伊藤委員 従来どおりの基準で、考え方でやるべきです。

関口座長代行 この点は多分事務局案と違うので、ぜひほかの委員の方もコメントをいただけますか。特になければお時間もあるので、決めてしまったほうがいいですよ。

事務局 はい。

関口座長代行 伊藤委員はどうですか。事務局案は、減額調整は来年度はしないという

のが案なのですけれども。

伊藤委員 今までどおりが良いと思います。

関口座長代行 では、山田委員、どうぞ。

山田委員 減額調整を今回は基本的には行わないということでしたことの意味なのですが、例えば申請書の中に減額調整はしても当団体はそれでも構いませんということがあって、結果補助金の交付額みたいなものがいろいろな調整ごとの中で100パーセント出ないということが、結果としてそういう内容になったときに、新型コロナウイルス感染症対策のほうの経費を削られてしまうと安全性が担保できないとか、そういうことで今回この令和3年度については、減額調整は基本的に行わないということの判断に立ったというそういう理解でよろしいのですか。

事務局 はい。そのことにプラスしてもう一つは、実際に採択のほうがすべて書面会議等になった場合のスケジュール感のところでは、減額調整だと本来でしたら皆様お集まりの中でこの団体をどうしたらいいかという減額調整の明確な基準というのが見当たらなかったのです。

恐らく皆さんのお話し合いの中で決められていたのだと思われま。とすると、一堂に会せないような状態のときに減額調整を行うとなると、それを書面にした場合に日数がまたかかってしまいます。そういったことも含めて今回減額調整なしの案を出しました。

山田委員 わかりました。前者のところだけでしたら、仮に最初のところで減額調整ということの仕組みを入れたとして、それに対応する意思がありますか、イエス・オア・ノーでありと。ただし、そのときに減額になったからといっても新型コロナウイルス感染症対策の部分は削ってはだめですということを最初に縛りとしてかけておけば、あるいは事業の実施規模が結果として例えば5回が4回になったことによって、新型コロナウイルス感染症対策の部分も連動して5回が4回に減るとか。それは事業の実施規模の連動でということ、ありと言えどもありだと思ふのです。

ただ、もらえる金額が少なくなったことによって新型コロナウイルス感染症対策費だけザクッと削られちゃうと安全性が確保できなくなってしまうということであるとすると、そこはやり方で何でもなるのかなというふうに思いました。

ただ、事務局から説明あったように、我々の支援会議の審議の中で結果、幾らにしましようというあたりのところを一堂に集まれない中でどういうふうに担保していくかということになるとすると、それが難しいということであれば減額調整を令和3年度は入れない

という考え方もあるかもしれませんが、他方そこはやりとりがあったとしてもやるべきだということであるとすると、減額調整は伊藤委員がおっしゃるやり方ということもあるかもしれないので、座長代行に投げたいと思います。まとめをお願いします。

関口座長代行 ありがとうございます。ほかの委員の方はどうですか、ご意見。

例えば竹井委員とか、以前減額調整のご経験がありだと思うのですけれども、どうでしょうか。

竹井委員 竹井です。話を聞いて個人的には事務局の案で私はちょっといいと思っております。来年度に関してはいいのではないかなというふうに思っております。

関口座長代行 ということなので、伊藤委員、今回は諸事情を考慮して減額調整は後からするかと言っておいて、万が一書面開催になって事実上できずに落とすよりは、最初から今回は減額調整一律なしですと言ったほうがフェアじゃないかということなのでよね。

だから、もちろんいろんな採択数を増やすということを考慮すれば、私も減額調整はありだとは思うのですけれども、私も最初から今回はできませんと言ったほうが正直というか、誠実な気がしているのです。

ということでどうですか、今回はなしにしてはどうでしょう。

伊藤委員 減額調整はボーダーラインの上で入れてあげたいという団体に対して入れてきたようなものなので、そういう意味からすれば何人かの委員の意見の中では減額調整しないほうがいいという意見が昔からあります。今回は基準点で足切りとするので、減額調整をしないなら基準点のボーダー上を拾うようにすべきと思います。以上です。

関口座長代行 採択基準自体は昨年度と変わらないという理解でいいのですよね。基準自体は昨年度と変わりません。ただし、これまでやってきたうれしい悲鳴で、基準点6割以上の団体が、予算オーバーしてしまった場合に減額調整で対応するのか、上位から予算額まで採択するのかという違いなのですから、今回は伊藤委員もご納得いただいたかどうかはわかりませんが、会議としては事務局案として減額調整は行わない。採択基準も前年度と変更なしという形で、結論としては恐らく当日は純粋に予算満額になるまで上位から採択していったら終了ということになりますので、以上という形で整理させていただければと思いますがよろしいですか。

山田委員 はい。

関口座長代行 ありがとうございます。それでは、その他の提案の減額調整につきまし



ては、今の整理でやらせていただければと思います。

ありがとうございました。おかげさまで何とか本日予定していた議題をすべて終了させることができました。

それでは、事務連絡等につきまして、事務局のほうからよろしく願いいたします。

事務局 そうしましたら、実は本日の議題が長引くことを想定しておりまして、来月の議題はこれの続きをと想定しておりました。今回本日で終わりましたので、来月はなしにさせていただきます。そうしますと次回が年明けの、2月になってしまうので間があいてしまうのですけれども、また皆様にいろいろな資料をお送りさせていただきます。会議が近くなりましたらご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

関口座長代行 ありがとうございました。

そうしましたら定刻を少々過ぎてしまいましたけれども、本日の第3回協働支援会議は以上とさせていただきます。

どうも皆さん、ありがとうございました。お疲れさまでした。

— 了 —